

○「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の運用について

(原文横書)

平成十一年三月三十一日教企総第一二七五号
教育長通知

最終改正 令和二年七月七日

平成九年六月に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」において、「職場における性的な言動に起因する問題（セクシュアル・ハラスメント）に関する事業主の雇用管理上の配慮義務」が規定され、平成十一年四月一日から施行されることとなりました。

このため、教育局等職員へのセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、具体的な防止対策等について検討してきました。

ついては、別添のとおり「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の運用についてを制定し、平成十一年四月一日から施行することとしましたので、趣旨を御理解の上、所属職員へ速やかに周知されるとともに、十分な御指導をお願いします。

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、職場における男女の対等なパートナースhipの確立を図り、職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保することを目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他 の 者 を 不 快 に さ せ る 職 場 に お け る 性 的 な 言 動 及 び 職 員 が 他 の 職 員 を 不 快 に さ せ る 職 場 外 に お け る 性 的 な 言 動
- (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること

(所属長の責務)

第三条 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務

環境を確保するため、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならぬ。

2 所属長は、セクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシユアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならぬ。

(職員の責務)

第四条 職員は、セクシユアル・ハラスメントをしてはならぬ。

2 職員は、次条第一項の教育長が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 管理監督者は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員の認識すべき事項)

第五条 教育長は、セクシユアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について定めるものとする。

2 所属長は、職員に対し、前項の教育長が定めるものの周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第六条 教育長は、セクシユアル・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

2 教育長は、セクシユアル・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施するものとする。

(セクシユアル・ハラスメント防止推進員の設置)

第七条 所属長は、職員の中からセクシユアル・ハラスメント防止推進員（以下「セクハラ防止推進員」という。）を二名指定し、所属内におけるセクシユアル・ハラスメント防止対策等を講じるものとする。

2 セクハラ防止推進員は、第五条第一項及び第九条第一項の教育長が定める事項を踏まえ、セクシユアル・ハラスメントの防止に関する職員への意識啓発を図るとともに、職員からのセクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するものとする。

3 所属長は、セクハラ防止推進員と連携を図りながら、第五条第一項及び第九条第一項の教育長が定める事項を踏まえ、所属職員へのセクシユアル・ハラスメントの防止等に関する研修等の実施及び所属職員からの苦情相談に真摯にかつ迅速に対応するものとする。

(苦情相談への対応)

第八条 教育長は、苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける窓口（以下「苦情相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 苦情相談窓口において苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努めるものとする。この場合において、相談員は、次条第一項の教育長が定める事項に十分留意しなければならない。

3 教育長は、教育局及び教育機関（県立学校を除く。）に属する職員が県立学校の職員及び他の任命権者に属する職員（以下「県立学校の職員等」という。）からセクシユアル・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該県立学校の職員等に係る県立学校等の長に対し、当該県立学校の職員等に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該県立学校の職員等に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（苦情相談に関する事項）

第九条 教育長は、相談員がセクシユアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項を定めるものとする。

2 教育長は、相談員に対し、前項の事項の周知徹底を図るものとする。

（懲戒処分等）

第十条 教育長は、職員のセクシユアル・ハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分のための必要な措置その他人事管理上必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第十一条 この要綱に定めるもののほか、セクシユアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成十一年四月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和二年七月十日から施行する。